

県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村(以下「構成市町村」という。)並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等(以下「友好都市等」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村(以下「被災構成市町村」という。)又は被災した友好都市等(以下「被災友好都市等」という。)の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村(以下「応援市町村」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

- 3 第1項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

(応援の実施)

- 第4条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(被災構成市町村への応援経費の負担)

- 第5条 被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。

- 2 応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があった場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

- 3 応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(被災友好都市等への応援経費の負担)

- 第6条 被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が、一時、立替支弁するものとする。

- 2 応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

- 第7条 構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(他の協定等との関係)

- 第8条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

(協議)

- 第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

相模原市長

加山 徹夫



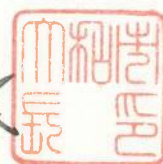
厚木市長

小林 常良



大和市長

大木 哲



海老名市長

内野 優



座間市長

遠藤 三紀夫



綾瀬市長

笠間 城治郎



愛川町長

山田 宏美夫



清川村長

大矢 明夫

